

小学生・中学生の保護者の皆様へ

ちょこつと共済(交通災害共済)公費加入のお知らせ

福生市では、市内に住民登録のある小・中学生の会費を公費で負担し、ちょこつと共済(交通災害共済)に加入しています。

加入しているコースは**Bコース**です。

共済期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

この期間に交通事故にあつて、けがをされ医師の治療を受けた場合は、市の窓口に見舞金の請求ができます。

適用される交通災害（日本国内で発生した事故で傷害を受けたとき）

- ① 自動車、オートバイ、自転車等及び身体障害者用車いすによる道路上での交通事故
(歩行者同士の事故は対象になりません。歩行中でも相手が自転車等に
乗っていれば対象になります。)
- ② 汽車、電車等の運行中の事故
- ③ 航空機、船舶の航行中の事故

* 交通事故（人身）証明書がなく第三者（目撃者）の証明を得られない交通事故の場合は、見舞金が出ません。**どんな小さな事故（自転車・バイクの単独事故）でも、交通事故にあつたら直ちに警察に届け出て交通事故(人身)証明書の申請をしてください。**

請求期間

交通事故が原因で傷害を受け、次の状況になった日の翌日から**2年間**

- ① 1等級該当者 交通事故の日から1年以内に死亡した日
- ② 2等級該当者 交通事故の日から1年以内に重度の障害に該当した日
- ③ 上記以外 傷害が治癒した日、治療を中止した日または交通事故の日から1年の期間を満了した日のうち、いずれか早い日

見舞金の請求の仕方

交通事故（人身）証明書、医師の診断書、印鑑及び銀行口座の控えをお持ちになって市役所の窓口申し出てください。詳しくは担当にお尋ねください。

見舞金 交通事故から**1年以内**の治療の程度により見舞金を支給します。

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上の傷害	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満又は実治療日数30日以上の傷害	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満の傷害	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	4万円	2万円

* ちょこっと共済にはAコース（会費 1,000 円）もございます。Aコースに変更したい方は、窓口でBコース（会費 500 円）に加入すれば公費加入の会費と合算されてAコースに変更できます。予約期間中（2月から3月）であれば4月1日からAコースとなり、4月1日以降であれば加入した翌日からAコースとなります。

〈問合せ先〉

福生市都市建設部道路下水道課
管理・交通安全対策グループ

受け取ったら下記にお名前と生年月日を記入して各自で保管をしてください。

令和6年度東京都市町村民交通災害共済特別加入会員証

あなたは、ちょこっと共済の特別加入会員であることを証します。

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

但し、関係市町村民でなくなったときは共済の効力を失い、その日以後の交通災害に対する見舞金の請求はできません。

福生市都市建設部道路下水道課